

第26期事業報告書

(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

株式会社ディーワンダーランド

株主の皆様へ

株主の皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は格別のご支援ならびにご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期（自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日）の事業の概況につきましてご報告申し上げます。

代表取締役社長 久野 哲彦

企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業収益を背景として年度半ばまで景気回復が続いたものの、原油や原材料高による企業収益の圧迫、米国のサブプライムローン問題を発端とする世界的な金融・証券市場の混乱等の影響により、先行きの不透明感を深めました。そして、景気は一気に交代局面に入り、消費者心理の悪化に拍車をかける状況となりました。中古品小売業界においては、異業種からの当業界への参入や、インターネットによる中古品売買の普及及び定着等により、買取競争の激化、顧客による店舗の選別化が更に加速する状況となっております。

このような状況の下、当社は子会社の株式会社大黒屋が所有するブランド品リサイクルのノウハウを活用した、中古ブランド品のインターネットによる買取と販売を当社が行うことで、グループとして買取先、販売先の多様化・拡大に取り組んでおりましたが、人材不足に伴うインターネット事業への展開の立ち遅れなどにより、今期の売上げの計上はできませんでした。

質屋、古物売買取業におきましては、業界のリーディングカンパニーとしての地位を強固にすべく、昨年12月に首都圏の旗艦店と位置づける大型店舗の新宿本店を、本年9月には神戸店を開店しました。売上高につきましては、既存店の落ち込みはあるものの、新宿本店及び本部の売上げが大きく寄与しており計画を上回って推移しました。利益面につきましては、粗利益率の低下傾向が続いているものの、適正価格での買い取りに注力したこと、経費の抑制などが寄与し計画以上の伸びとなりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結売上高は13,897百万円（前

連結会計年度比24.4%増)となり、連結営業利益は1,881百万円(前連結会計年度比7.8%増)、連結経常利益は1,530百万円(前連結会計年度比8.9%増)、連結当期純利益は569百万円(前連結会計年度比13.2%増)となりました。

② 設備投資の状況

子会社である株式会社大黒屋は、関東地区12店舗・関西地区4店舗・東海地区1店舗の構成ですが、同社を取り巻く環境、顧客ニーズに対応すべく、今後、全国の主要都市に店舗展開する予定です。

③ 資金調達の状況

資金調達面につきまして当社単体では、平成18年9月22日付で子会社の株式会社大黒屋ホールディングス(現 株式会社大黒屋)から、平成19年4月20日弁済期日の300百万円の借入れを行っていましたが、平成19年4月20日付で契約変更を締結し、弁済期日を平成19年11月20日に変更しており、平成19年12月6日付で全額を返済しております。

さらに、平成19年5月22日付で子会社の株式会社大黒屋と借入限度額260百万円の契約を締結しました。借入実行残高は252百万円となっておりますが、平成19年12月6日付で全額を返済しております。

また、株主から借入れを行っておりますが、現在の借入残高は241百万円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記事項はございません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記事項はございません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 23 期 (平成17年9月期)	第 24 期 (平成18年9月期)	第 25 期 (平成19年9月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (平成20年9月期)
売 上 高 (千円)	—	4,844,443	11,173,232	13,897,495
当 期 純 利 益 (千円)	—	600,533	503,071	569,232
1株当たり当期純利益 (円)	—	23.67	13.89	15.71
総 資 産 (千円)	—	19,158,069	18,269,347	18,581,600
純 資 産 (千円)	—	6,765,735	7,258,930	7,830,426
1株当たり純資産額 (円)	—	186.49	200.10	216.17

- (注) 1. 第24期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第23期は、子会社が存在しなかったため、記載を行っておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 23 期 (平成17年9月期)	第 24 期 (平成18年9月期)	第 25 期 (平成19年9月期)	第 26 期 (当事業年度) (平成20年9月期)
売 上 高 (千円)	221,167	40,901	27,710	7,811
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△ 106,699	581,858	△ 141,629	△ 172,739
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△ 7.50	22.93	△ 3.91	△ 4.77
総 資 産 (千円)	1,207,391	7,796,670	7,187,741	6,681,899
純 資 産 (千円)	680,361	6,749,922	6,608,292	6,425,077
1株当たり純資産額 (円)	47.83	186.05	182.14	177.37

(注) 第24期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社等との関係

会 社 名	資 本 金	議決権の被所有割合	主 要 な 事 業 内 容
オリオン・キャピタル・ マネージメント株式会社	10,000千円	38.6%	投資業、有価証券の投資及び 売買、経営コンサルタント

- (注) 1. 同社は当社株式を14,000千株保有しており、同社代表取締役社長の大西幸志氏が社外取締役として就任しております。
2. 同社は親会社等の出資先企業であり、受注販売等事業上の取引はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主 要 な 事 業 内 容
株式会社大黒屋	30,500千円	100.0%	質屋業・古物売買業

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社1社であり、持分法適用会社はありません。当連結会計年度の売上高は13,897百万円、当期純利益は569百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループが、ブランド品リサイクルのインターネット・オークション事業を含めた、ITソリューション事業を収益の柱として成長させることに関して、対処すべき課題は以下のとおりです。

① 人員および体制の充実

(a) 人材の確保について

当社の事業分野であるITソリューションサービスにおけるプロジェクトの推進に当たっては、顧客のビジネスの本質を理解してビジネス戦略を提案するコンサルティング能力と、IT技術を駆使したシステム構築能力の両方を備え、かつ管理・調整能力を併せ持った核となる人材、プロジェクトリーダーの存在が不可欠であります。

一方、インターネットビジネスにおいては、ホームページの制作監修、Webにおけるプロモーションおよび効果の評価ができる人材が必要となります。

当社は、このような人材の養成と確保を最重要課題と認識しており、体制の充実に向けて努力いたします。

(b) 営業力の強化

当面の営業活動は、当社グループを含め、取引先等の人脈を最大限に活用し、受注目標先を絞り込んで行いますが、開発体制の充実に合わせて、人員を拡充いたします。また、顧客のビジネス展開を見極めて、積極的な提案を行い、顧客の期待に応え、その積み重ねで真のビジネスパートナーといえる信頼関係を築き、安定的に受注を確保できる体制の確立を目指して、全社的に取り組んでまいります。

② 内部体制等の強化について

(a) 組織力・人材力の強化

平成20年9月30日現在、当社は、取締役3名（うち非常勤1名）、監査役3名（うち非常勤2名）、従業員5名の非常に小さな組織になっております。今後、事業の成長に合わせて人員の増強を図る方針ですが、現時点では、既存の人材により健全で透明性の高い企業活動を継続するため、各種規定の拡充と運用の実施に取り組み、それらを全社で共有することで、組織力・人材力の強化を推進してまいります。

(b) グループとしての内部管理体制の強化

株式会社大黒屋の子会社化に伴い、株式会社大黒屋におきましても各種規定の整備と運用の実施を進めており、適時開示体制の確立、インサイダー取引規制、コンプライアンスの遵守等上場企業としての社会的責任を周知徹底させ、内部管理体制の確立・強化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成20年9月30日現在）

- ① コンピューターソフトウェアの企画、開発、製造及び販売
- ② 質屋業
- ③ 中古ブランド品買取・販売
- ④ 不動産賃貸業

(6) 主要な事業所（平成20年9月30日現在）

名 称	所 在 地
当 社	東京都品川区東五反田1-10-10
株 式 会 社 大 黒 屋	千葉県船橋市本町1-4-23

(7) 使用人の状況（平成20年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
180名（5名）	17名（5名）増

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5名（一名）	－（一名）	39.8歳	2.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 当事業年度における企業集団の主要な借入先（平成20年9月30日現在）

借入先	借入額
オリックス株式会社	5,000百万円
みずほ信託銀行株式会社	3,000百万円
株式会社みずほ銀行	1,800百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、ステファニー化粧品株式会社から、当社に依頼したシステムの開発について、当社の責任においてその完成がされず、同開発にかかる請負契約を解除し、請負代金その他の損害賠償請求訴訟（総額5億4,079万余円）を平成19年9月10日付（訴状到達日平成19年9月13日）で東京地方裁判所に提訴されております。

当社では上記本訴に対して同社の契約違反により、解除を余儀なくされ、同社の理由で逸失利益を含む費用相当額の損害を被った事による損害賠償を求め平成20年2月15日付で反訴（総額1億2,167万余円、その後同年5月19日に請求額を1億4,249万余円に変更）を提起しており、現在係争中であります。

また、同社より上記訴訟に伴う、債権の執行を保全するため東京地方裁判所に仮差押の申立がなされ決定の通知を受けております。

申立日は以下の通りであります。

- ① 平成20年3月28日（決定書到達日 平成20年4月7日）
- ② 平成20年6月16日（決定書到達日 平成20年6月24日）
- ③ 平成20年6月17日（決定書到達日 平成20年6月25日）
- ④ 平成20年11月11日（決定書到達日 平成20年11月19日）

当社としましては、東京地方裁判所での先の訴訟上で当社の正当性を争っており、本訴・反訴は現在調停中で既に3回の期日を重ねております。当社では、今後調停委員の意見を踏まえながら、適切な対応を検討してまいります。本件の経過につきましては、当社の顧問弁護士等と打合せを行い適切な対応を検討、適時適切に情報開示を行ってまいります。

会社の現況

(1) 株式の状況（平成20年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 140,000,000株
- ② 発行済株式の総数 36,223,850株
- ③ 株主数 1,866名
- ④ 大株主（発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主）

株主名	持株数	出資比率
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	14,000千株	38.6%
宮本雅史	7,564千株	20.9%

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権の状況

- ① 当事業年度末日における新株予約権の状況

旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権

第4回新株予約権（平成16年12月22日第22期定時株主総会決議）

- ・新株予約権の数 1,100個
- ・新株予約権の目的である株式の数 110,000株
(新株予約権1個につき100株)

- ・新株予約権の払込価額 294円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 32,340,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間

平成17年7月19日から平成21年1月21日まで

- ・新株予約権の行使の条件
 - i. 権利行使日においても、当社、当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、対象者が役員の任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合を除く。
 - ii. 権利の譲渡・質入その他一切の処分は認めない。

- iii. その他権利行使の条件については、当該株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役(社外取締役除く)	900個	90,000株	1名

- ② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

(3) 会社役員の状況 (平成20年9月30日現在)

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	久野哲彦	C E O
取締役	脇村正紀	管 理 部 長
取締役	大西幸志	オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社代表取締役社長
常勤監査役	田中嘉博	
監査役	浅井昭弘	税 理 士
監査役	内村幸弘	株式会社エスシステム 社長室付

- (注) 1. 取締役大西幸志氏は社外取締役であります。
2. 監査役浅井昭弘氏および内村幸弘氏の2名は、社外監査役であります。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 払 総 額	株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	21,626千円 (4,826千円)	取締役の報酬限度額は月額15,000千円(平成5年12月21日決議)である。但し、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まない。
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	6,883千円 (1,200千円)	監査役の報酬限度額は月額3,000千円(平成5年12月21日決議)である。
合 計	6名	28,509千円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与分(3,900千円)は含まれておりません。
 2. 当事業年度においてストックオプションとしての新株予約権の付与はございません。

③ 社外役員に関する事項

取締役 大西幸志

1. 他の会社の業務執行取締役の兼任状況
 オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社(以下OCM)代表取締役社長であり、OCMは当社発行済株式14,000千株を保有する大株主であります。
2. 当事業年度における活動状況
 - イ) 取締役会への出席状況及び発言状況
 取締役会出席率は100%、発言は33回です。
 主に全体の事業計画の進捗状況を逐次把握し、早期実現に向けて的確な提言を行っております。
 - ロ) 同氏の意見により変更された事業方針
 特にございません。
3. 責任限定契約の内容の概要
 当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、5百万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

監査役 浅井昭弘

1. 他の会社の業務執行取締役の兼任状況
有限会社アサイビジネスサーチャー代表取締役社長であります。当社と有限会社アサイビジネスサーチャーとの間に特別な利害関係はありません。
2. 当事業年度における活動状況
 - イ) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況
取締役会出席率は94%、発言は35回です。
監査役会出席率は100%、発言は12回です。
主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
 - ロ) 同氏の意見により変更された事業方針
特にごさいません。
3. 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、5百万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

監査役 内村幸弘

1. 他の会社の業務執行取締役の兼任状況
特にごさいません。
2. 当事業年度における活動状況
 - イ) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況
取締役会出席率は97%、発言は34回です。
監査役会出席率は100%、発言は12回です。
当社企業グループ全体のシナジー効果を高めるような大所高所からのアドバイスを行っております。
 - ロ) 同氏の意見により変更された事業方針
特にごさいません。
3. 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、5百万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 明誠監査法人
- ② 会計監査人に対する報酬等

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社監査役会が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合。
- ④ 会計監査人と締結している責任限定契約内容の概要
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、5百万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。
- ⑤ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況
該当事項はございません。

(5) 会社の体制及び方針

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

- イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、小規模組織で個々の役職員まで把握できる状況にあるため、代表取締役自らが繰り返し企業理念の精神を役職員に伝えることにより、法令及び定款に遵守した行動がとられる経営体制の確立に努めております。具体的には、緊急時の連絡体制の確認を行うとともに、風通しの良い社風の維持に心掛け、社内におけるコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、報告・連絡・相談が迅速に行われるようにしております。加えて、コンプライアンスの徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に研修等を通じ、指導しております。

また、重要な法務的問題及びコンプライアンスに関する事項については、社外の弁護士と適宜協議し指導を受けることとしております。

- ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存をしております。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応しております。

- ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、事業等のリスク（システム開発の遅延、特定顧客への依存、人材の確保、適切な組織対応）及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、各々の所管業務部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行うものとしております。

また、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

- ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。加えて、取締役会における迅速かつ的確な意思決定に寄与することを目的とした経営会議を必要に応じて設置する体制となっています。

業務運営については、事業環境を踏まえた経営計画及び年度予算を立案し、目標を設定するとともに、各々所轄部署においては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行しております。

上記の進捗について、投資家その他ステークホルダーの理解を得ることが、効率的な運営には不可欠と考え、年1回のペースでアナリスト、機関投資家を対象とした会社説明会を開催しております。

- ホ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を整備し、本社管理部はこれらを横断的に推進し、管理する体制となっております。

なお、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うこととなっております。

- ヘ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため内部監査規程に基づき監査役スタッフを置くこととしております。

- ト 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する報告・連絡・相談の状況をすみやかに報告する体制を整備しております。

チ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役3名が常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成され、監査役全員が取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役の職務執行に対して厳格な監督を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めることとしております。

なお、監査役は、当社の会計監査人である明誠監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

- ② 株式会社の支配に関する基本方針
該当事項はございません。

連結貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	7,475,475	I 流動負債	1,460,181
現金及び預金	1,909,070	短期借入金	241,000
売掛金	195,636	1年以内返済予定の長期借入金	600,000
営業貸付金	1,664,145	未払法人税等	270,593
棚卸資産	3,059,793	賞与引当金	59,807
繰延税金資産	594,469	ポイントカード引当金	151,486
その他	58,939	その他	137,293
貸倒引当金	△ 6,578		
II 固定資産	11,106,124	II 固定負債	9,290,993
1. 有形固定資産	773,517	長期借入金	9,200,000
建物及び構築物	315,114	退職給付引当金	26,893
車両運搬具	8,677	その他	64,100
土地	329,581	負債合計	10,751,174
その他	120,143	純資産の部	
2. 無形固定資産	9,832,312	I 株主資本	7,830,426
のれん	9,805,770	1. 資本金	4,000,000
その他	26,542	2. 資本剰余金	2,133,292
3. 投資その他の資産	500,294	3. 利益剰余金	1,697,737
投資有価証券	36,817	4. 自己株式	△ 603
繰延税金資産	24,834	純資産合計	7,830,426
その他	441,082		
貸倒引当金	△ 2,440	負債純資産合計	18,581,600
資産合計	18,581,600		

連結損益計算書(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		13,897,495
II 売 上 原 価		9,173,757
売 上 総 利 益		4,723,737
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,842,700
営 業 利 益		1,881,037
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,784	
受 取 配 当 金	795	
そ の 他	21,898	24,477
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	353,373	
そ の 他	21,757	375,130
経 常 利 益		1,530,384
VI 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,044	
ポ イ ン ト カ ー ド 引 当 金 戻 入 益	19,346	
新 株 予 約 権 戻 入 益	10,476	
そ の 他	498	32,365
VII 特 別 損 失		
減 損 損 失	1,376	
固 定 資 産 除 却 損	10,470	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	43,691	
そ の 他	4,387	59,925
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,502,823
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	344,045	
法 人 税 等 調 整 額	589,546	933,591
当 期 純 利 益		569,232

連結株主資本等変動計算書(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					評価・換 算差額等	新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金		
平成19年9月30日残高	4,000,000	2,133,292	1,128,505	△603	7,261,193	△12,738	10,476	7,258,930
当連結会計年度中の変動額								
当期純利益			569,232		569,232			569,232
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)						12,738	△10,476	2,262
当連結会計年度中 の変動額合計	—	—	569,232	—	569,232	12,738	△10,476	571,495
平成20年9月30日残高	4,000,000	2,133,292	1,697,737	△603	7,830,426	—	—	7,830,426

【連結注記表】

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社大黒屋

(2) 持分法の適用に関する事項

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法、売却原価は移動平均法）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品：個別法による原価法

貯蔵品：最終仕入原価法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。

これにより、従来の方法によった場合と比べ損益に与える影響は軽微であります。

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金：従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末の負担額を計上しております。

ハ. ポイントカード引当金：販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

ニ. 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、連結子会社は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 営業貸付金利息の計上基準

質屋業における収益計上時期について売上高には質屋業における質料が含まれております。質料は営業貸付金に対する利息と質物（担保物）に関する保管料を合わせた性格を有するものであります。この質料は後払いで入金されますが、質料を支払って契約を継続するか流質させる（質物を放棄し、債務の弁済に充てる）かについては、顧客に選択肢があるため、質料は入金時点で認識し、売上計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ハ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法を採用しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更
該当事項はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

① 預 金 (質 権)	946,488千円
② 売 掛 金 (譲渡担保)	195,636千円
③ 営業貸付金 (譲渡担保)	1,664,145千円
④ 棚 卸 資 産 (譲渡担保)	3,056,125千円
⑤ 建 物 (抵当権)	79,880千円
⑥ 土 地 (抵当権)	281,295千円

上記以外に借入のため、商標権の質権設定をしております。

なお、関係会社株式(取得価額5,505,100千円)につきましては質権が設定されておりますが、連結子会社の株式のため連結貸借対照表では相殺消去されております。

担保に係る債務の金額

一年以内返済予定の長期借入金	600,000千円
長期借入金	9,200,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 482,818千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	36,223,850株	—	—	36,223,850株
合計	36,223,850株	—	—	36,223,850株
自己株式				
普通株式	567株	—	—	567株
合計	567株	—	—	567株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式数

平成16年12月22日開催の定時株主総会の決議によるストックオプション
110,000株

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 216円17銭
(2) 1株当たり当期純利益 15円71銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益	569,232千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	569,232千円
普通株式の期中平均株式数	36,223千株

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年11月26日

株式会社ディーワンダーランド
取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 嘉 伸 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 澤 研 二 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ディーワンダーランドの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディーワンダーランド及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係わる監査報告書

当監査役会は、平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第26期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2、監査の結果

会計監査人明誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年11月27日

株式会社ディーワンダーランド 監査役会

常勤監査役 田中嘉博 ㊟

社外監査役 浅井昭弘 ㊟

社外監査役 内村幸弘 ㊟

貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,113,346	I 流動負債	250,362
現金及び預金	34,153	短期借入金	241,000
前払費用	3,703	未払金	3,962
繰延税金資産	430,341	未払費用	2,581
未収入金	639,554	未払法人税等	1,311
その他	5,593	預り金	1,449
		その他	57
II 固定資産	5,568,552	II 固定負債	6,459
1. 有形固定資産	49,278	退職給付引当金	2,859
建物	4,890	預り保証金	3,600
構築物	63		
工具器具備品	297	負債合計	256,821
土地	44,027	純資産の部	
2. 投資その他の資産	5,519,273	I 株主資本	6,425,077
投資有価証券	5,500	1. 資本金	4,000,000
関係会社株式	5,505,100	2. 資本剰余金	2,133,292
長期前払費用	1,120	(1) 資本準備金	1,000,000
繰延税金資産	4,388	(2) その他資本剰余金	1,133,292
その他	3,164	3. 利益剰余金	292,388
		(1) 利益準備金	24,900
		(2) その他利益剰余金	267,488
		繰越利益剰余金	267,488
		4. 自己株式	△ 603
資産合計	6,681,899	純資産合計	6,425,077
		負債純資産合計	6,681,899

損益計算書(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売 上 高		7,811
II 売 上 原 価		1,190
売 上 総 利 益		6,621
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		186,867
営 業 損 失		180,245
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
受 取 配 当 金	102	
そ の 他	908	1,029
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,813	
そ の 他	472	9,285
経 常 損 失		188,502
VI 特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	10,476	10,476
VII 特 別 損 失		
減 損 損 失	1,376	
事 務 所 移 転 費 用	4,387	
そ の 他	104	5,867
税 引 前 当 期 純 損 失		183,894
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	△637,730	
法 人 税 等 調 整 額	626,575	△ 11,154
当 期 純 損 失		172,739

株主資本等変動計算書(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成19年9月30日残高	4,000,000	1,000,000	1,133,292	2,133,292	24,900	440,228	465,128	△603
当事業年度中の変動額								
当期純利益						△172,739	△172,739	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△172,739	△172,739	—
平成20年9月30日残高	4,000,000	1,000,000	1,133,292	2,133,292	24,900	267,488	292,388	△603

	株 主 資 本	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	株主資本合計		
平成19年9月30日残高	6,597,816	10,476	6,608,292
当事業年度中の変動額			
当期純利益	△ 172,739		△ 172,739
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	△10,476	△ 10,476
当事業年度中の変動額合計	△ 172,739	△10,476	△ 183,215
平成20年9月30日残高	6,425,077	—	6,425,077

【個別注記表】

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、平成13年9月期以降継続的に営業損失を計上し、当事業年度においては180,245千円の営業損失を計上しております。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、ITソリューションに関するサービス全般を事業の柱として事業拡大に取り組んでまいります。さらに、当社の所有しているインターネットのノウハウを活用して、子会社である株式会社大黒屋の中古ブランド品のウェブ販売を強化します。

なお、当事業年度においては、子会社の潤沢なキャッシュ・フローにより、連結営業キャッシュ・フローはプラスであり、今後も継続的に資金繰りの面では問題ありません。

計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。これにより、従来の方法によった場合と比べ損益に与える影響は軽微であります。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 連結納税の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

連結子会社である株式会社大黒屋に対する関係会社株式5,505,100千円について、同連結子会社の総額9,800,000千円の金融機関からの借入金に対する質権が設定されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

97,600千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

未収入金

638,940千円

短期借入金

241,000千円

未払費用

2,079千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引以外の取引高

8,813千円

(2) 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
本 社	共 用 資 産	建 物 附 属 設 備

(資産グルーピングの方法)

事業別に資産のグルーピングを行っており、不動産、ソフト開発事業、共用資産の3区分に分け、区分しております。

(減損損失の認識に至った経緯)

これらの資産グループのうち、本社共用資産については、継続的な営業損益の悪化により、減損損失を認識しております。

(減損損失の金額)

減損損失の内訳は、本社共用資産1,376千円（建物附属設備1,376千円）であります。

(回収可能価額の算定方法)

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。対象となった資産は、建物附属設備であり、正味売却価額をゼロとして評価しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
自己株式	567株	—	—	567株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

繰越欠損金 639,643千円

建物 4,258千円

土地 39,553千円

その他 3,218千円

繰延税金資産小計 686,673千円

評価性引当額 Δ 251,943千円

繰延税金資産合計 434,729千円

繰延税金負債 ー千円

繰延税金資産の純額 434,729千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主

属性	会社名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容及業務内容は	議決権所有割合	関係内容		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	オリオン・キャピタル・マネージメント㈱	東京都港区	10,000	投資業、証券及び有価証券の売買	38.6%	1名	—	資金の借入	241,000	短期借入金	241,000
								支利払息	6,080	未払費用	2,079

(注) 1. 取引金額には消費税は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方法

市場金利を勘案して合理的に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	177円37銭
(2) 1株当たり当期純利益	△ 4円77銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益	△172,739千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	△172,739千円
普通株式の期中平均株式数	36,223千株

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年11月26日

株式会社ディーワンダーランド
取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 嘉 伸 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 澤 研 二 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディーワンダーランドの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成13年9月期以降継続的に営業損失を計上し、当事業年度においては180,245千円の営業損失を計上しているため、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類及びその附属明細書には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書について検討いたしました。

2、監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書の監査結果

会計監査人明誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年11月27日

株式会社ディーワンダーランド 監査役会

常勤監査役 田 中 嘉 博 ㊞

社外監査役 浅 井 昭 弘 ㊞

社外監査役 内 村 幸 弘 ㊞

以 上

株主メモ

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	定時株主総会の議決権 9月30日 期末配当金 9月30日 中間配当金 3月31日
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
同事務取扱所	東京都杉並区和泉二丁目8番4号(〒168-0063) 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-78-2031 (フリーダイヤル)
同 取 次 所	中央三井信託銀行株式会社全国各支店 日本証券代行株式会社本店および全国各支店
公 告 方 法	電子公告の方法により行います。 但し、やむをえない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL (http://www.dwonderland.co.jp)

平成20年12月26日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田一丁目10番10号
株式会社ディーワンダーランド
代表取締役社長 久野 哲彦

平成21年1月5日施行の株券電子化実施に伴うお知らせ

株券電子化実施後の手続のお申出先について

平成21年1月5日（月曜日）から、上場会社の株券電子化が実施されます。これに伴い、上場会社の株券はすべて無効となり、株主様の権利は電子的に証券会社等の口座で管理されますので、以下のとおり手続のお申出先が変更となります。

1. 株券電子化後の未払配当金の支払のお申出先
これまでどおり、株主名簿管理人にお申出ください。
2. 株券電子化後の住所変更、単元未満株式の買取、配当金受取方法の指定等のお申出先

- ① 証券保管振替機構（ほふり）に株券を預けられている株主様
：お取引証券会社等
- ② 証券保管振替機構（ほふり）に株券を預けられていない株主様
：特別口座を開設する下記口座管理機関

なお、②に該当される株主様につきましては、証券会社等のご本人様口座への振替請求を含めまして、お申出を受付けることができるのは、特別口座に記録される予定日であります平成21年1月26日（月曜日）からとなりますのでご了承ください。

記

- ・ 口座管理機関 東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社
- ・ 同 ご 照 会 先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-78-2031（フリーダイヤル）
- ・ 郵便物送付先
電話照会先
- ・ 同 取 次 窓 口 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店
日本証券代行株式会社 本店および全国各支店

株券電子化実施前後の単元未満株式の買取請求のお取扱いについて

株券電子化制度への移行に伴い、ほふりに株券を預けられていない株主様の単元未満株式の買取請求につきましては、次のとおりのお取扱いとさせていただきますのでご了承ください。

1. 平成20年12月25日（木曜日）から平成21年1月4日（日曜日）（実質平成20年12月30日（火曜日））までに受付したものの買取代金の支払は平成21年1月26日（月曜日）とさせていただきます（買取価格はご請求日の終値となります。なお、平成20年12月30日までに値が付かない場合は返却させていただきます。）。
2. 平成21年1月5日（月曜日）から平成21年1月25日（日曜日）までの間、単元未満株式の買取請求の受付を停止します。

なお、ほふりに株券を預けられている株主様に関しましても、株券電子化直前に単元未満株式の買取請求の取次停止期間が設けられますが、詳細はお取引証券会社等にご確認ください。

以 上